

名称	六角地区土地利用計画			
区域	位置	姫路市六角の一部、書写の一部、刀出の一部、 実法寺の一部	面積	59.8 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p style="text-align: center;">書写山と菅生川の豊かな自然とともに 歴史が結ぶ、楽しく安心な笑顔と絆のまち 六角</p> <p>六角地区は書写山の山麓に位置し、菅生川が流れる自然が豊かな地区でありながら、山陽姫路西 IC が近く、お店が建ち並び、保育園や小学校はもちろんのこと、高等学校や大学にも通いやすい、日常生活に便利で子育てや教育の環境が充実した地区でもあります。</p> <p>書写山参道の六角坂や大年神社などが紡ぐ歴史文化を楽しみ、住民同士や地区を訪れる人との交流を大切にしながら、安心して暮らし続けられる集落を目指します。</p>			
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然とともに安心して暮らし続けられるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・自然を守り、楽しみながら、避難訓練や防災訓練、防災意識の啓発に継続的に取り組み、安心して暮らし続けられる集落を目指します。 2. 六角坂の歴史文化を将来に継承するまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・書写山参道である六角坂や、大年神社などの歴史・文化的な資産を守り、楽しみながら、将来へ受け継いでいきます。 3. 人と人との交流を大切にするまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶や見守りなどの住民同士の日常的なふれあいや地区を訪れる人との交流を大切にしながら、支え合い笑顔があふれるまちづくりを目指します。 			
基本計画	計画人口	昭和 46 年以降で最大の人口（昭和 48 年）	486	人
	集落区域の 上限規模	計画人口及び戸数密度により算定される規模 (計画人口÷世帯当り人口[2.37 人/戸]÷戸数密度[10 戸/ha])	20.5	ha
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		(保全区域)	10.4 ha
	・国有林や菅生川、ため池、大年神社、専覚寺、墓地などは、豊かな自然、文化的に保全すべき空間として将来に継承するため保全区域とします。			
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(森林区域)	7.1 ha
	・地域森林計画対象民有林やその周辺の森林、平野部の竹林については、自然景観と森林の持つ多面的機能の保全、活用のため、森林区域とします。			
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(農業区域)	14.4 ha
	・良好な田園景観の形成や豪雨時の貯水機能など、農地の多面的機能の保全と向上のため、農用地区域などの優良農地や集団性の高い農地は農業区域とします。			
	エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		(集落区域)	18.3 ha
	・既存の集落や、新たな居住者の受け皿となるような集落の賑わいに繋がる農地や空き地などについては、良好な居住環境を形成するため集落区域とします。			
オ その他区域		(その他区域)	9.6 ha	
・山陽自動車道の道路用地や太陽光発電施設用地、大規模な事業所用地は施設の機能を維持し、六角坂周辺の土地や書写山山間部の土地は地区の賑わいづくりに繋がる土地活用を目指すため、その他区域とします。				

取り組み	守る	<p>【自然環境や景観の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書写山や菅生川の自然景観を守ります。 ・地区の南部に広がる優良農地を保全し、豊かな田園景観を育みます。 <p>【歴史・文化の伝承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盆踊りや秋祭り、とんどなどの伝統ある地域行事を楽しみ、将来に継承していきます。 <p>【温かなコミュニティの維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な挨拶や声かけ、子どもの見守りを積極的に続けていきます。
	改善する ・創る	<p>【安心・安全の環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練や防災訓練を継続的に実施します。特に避難路についてはバリアフリーの状況確認を行い、改善を検討していきます。 ・消火器や防災備蓄品、防犯灯、防犯カメラなど安心、安全に繋がる設備の設置を検討していきます。 ・内水氾濫対策や河川整備などを行政に働きかけていきます。 <p>【生活環境の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見通しが悪い道路の改善や、家の前の道路の幅員の確保を徹底するなど安心して生活できる環境づくりを目指します。 <p>【良好な景観の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜並木や書写山登山道の管理を継続していきます。 ・藤やもみじ、コスモスなどの景観作物を栽培し、魅力ある自然景観の形成を目指します。 <p>【コミュニティの活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の交流を深めながら、日常的な助け合いを促進する仕組みづくりを目指します。 ・自治会の体制や行事などを必要に応じて見直ししながら、歴史ある行事の継承を目指します。
	活かす	<p>【空き地の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の高架下の空き地や休耕地を活用したイベントやスポーツ、遊び、憩いの場の確保を目指します。 <p>【施設や歴史を活かした賑わいづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗や保育園などの利用者、観光客など地区を訪れる人との挨拶を心掛け、人と人との交流を大切にしていきます。 ・六角坂参道の案内板の整備や、六角の歴史の振り返りを行いながら、歴史文化のPRを目指します。
備考	まちづくりの ルール	<p>【まちづくり協定】</p> <p>六角地区には、まちづくりのルール（協定）があります。建物等を建築しようとする者は、六角地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。また、新たに地区に転入する者も協定を締結するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】</p> <p>地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p>【連絡先】</p> <p>六角地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>